

# モンゴルの知的財産法

遠藤 誠<sup>1</sup>

## I はじめに

モンゴル国は、ロシア連邦と中華人民共和国の間に位置する共和制国家である。モンゴル国の国土の面積は約 156 万平方キロメートル（日本の約 4 倍）、人口は約 335 万人（日本の約 2.7%）である。首都はウランバートル、公用語はモンゴル語<sup>2</sup>、法定通貨はトグログである<sup>3</sup>。日本との関係では、朝青龍、白鵬、日馬富士、鶴竜等の大相撲力士を輩出していることがよく知られている。

12 世紀末、一部族の族長であったテムジンが諸部族を征服・統一し、1206 年に「チンギス・カン」として即位し、モンゴル帝国を建国した。モンゴル帝国は、西は東欧・トルコ・シリア、南はアフガニスタン・チベット・ミャンマー、東は中国・朝鮮半島にわたる広大な地域を支配下におさめた。1271 年に元と国名を改めた後、1274 年（文永の役）と 1281 年（弘安の役）の 2 度にわたって九州北部を侵攻した（元寇）。17 世紀には清の一部となったが、1921 年に中華民国から独立し、1924 年には世界で 2 番目の社会主義国家であるモンゴル人民共和国が成立した。1939 年には、満州国の関東軍とモンゴル人民共和国との間で国境紛争が発生し、日本軍とソ連軍が軍事介入するという「ノモンハン事件」が発生した。モンゴル人民共和国は、長い間、ソ連の強い影響下にあったが、1989 年以降、民主化運動が活発化し、従来の「一党独裁」・「社会主義」体制から、「民主主義」・「市場経済」体制への転換が進んだ。1992 年 1 月には新憲法が採択され、国名が「モンゴル国」（以下「モンゴル」という）に改められた。

モンゴルは、1961 年には国際連合に、また、1997 年には WTO に加盟した。2016 年には、「日・モンゴル経済連携協定」（EPA）が発効した。

モンゴルでは、牧畜業が盛んであるほか、モリブデン、銅、金、石炭等の鉱物資源が産出

---

<sup>1</sup> えんどう まこと、弁護士・博士（法学）、BLJ 法律事務所（<https://www.bizlawjapan.com/>）代表。

<sup>2</sup> 従来、モンゴル語の表記にあたってはキリル文字が用いられていたが、現在、モンゴル政府は、キリル文字とモンゴル文字の併用政策を推進しており、将来的にはモンゴル文字に完全に移行することを目指している。

<sup>3</sup> 本稿におけるモンゴルの概要・歴史については、①『データブック オブ・ザ・ワールド 2023 年版』（二宮書店、2023 年）245～246 頁、②『エピソードで読む 世界の国 243』（山川出版社、2021 年）71 頁、③外務省ウェブページ「モンゴル 基礎データ」（<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/mongolia/data.html>）等を参照した。

される。モンゴル経済は、隣国である中国に大きく依存しており、輸出先の約9割は中国となっている。

社会主義体制時代におけるモンゴルの法制度は、ほぼソ連の法制度のコピーであった。1992年憲法制定よりも前に制定された法律のごく一部には、現在でも法的効力を有するものがある。しかし、現行の法律の大部分は、1992年の新憲法下で制定されたものである。

モンゴルの現行法体系は、憲法、条約、法律、国家大会議規定、大統領令、憲法裁判所判決、最高裁判所の解釈、政府規定・政令、大臣の命令、官庁長官の命令等から構成される<sup>4</sup>。

近年、モンゴルの法制度は、さまざまな外国や国際機関等の支援を受け、急速に整備されてきた。但し、支援をした外国が法律・法分野ごとに異なる（例えば、ドイツによる民法・民事訴訟法の法整備支援、米国の刑法・刑事訴訟法の法整備支援等）ため、それらの整合性が問題となっている<sup>5</sup>。

## II 知的財産法全般

モンゴルの知的財産法制度を構成する主要な法律としては、「知的財産法」、「特許法」、「商標及び地理的表示に関する法律」（以下「商標法」という）、「著作権法」等がある<sup>6</sup>。「知的財産法」は、2020年1月23日に制定され、同年12月1日に施行された。「特許法」、「商標法」、「著作権法」についても、それぞれ、2021年に改正法が施行された。

「知的財産法」は、工業所有権（即ち、発明、実用新案、意匠、商標及び地理的表示）と著作権に関する全体的な事柄を規定している。全27条からなる「知的財産法」の体系は、表1のとおりである。

表1：「知的財産法」の体系

第1章 一般規定	第1条 法律の目的、第2条 知的財産法、第3条 法的用語の定義、第4条 知的財産権の保護の原則、第5条 知的財産権、第6条 著作権及び関連する権利、第7条 工業所有権、第8条 知的財産権の保護
第2章 知的財産組織のシステム、管理及び機能	第9条 知的財産を担当する政府職員の義務、第10条 国家知的財産評議会の機能、第11条 知的財産組織、第12条 知的財産組織の機能、第13条 知的財産組織の長の権限、第14

<sup>4</sup> 趙勁松著『モンゴル法制ガイドブック』（民事法研究会、2014年）17～20頁。

<sup>5</sup> 舟橋智久著「在モンゴル日本法センターにおける日本法講師体験」83頁。

<http://www.law.nagoya-u.ac.jp/ls/review/userdata/09-10.pdf>

<sup>6</sup> 本稿における各法律の和訳は、原則として、法務省の下記ウェブサイトに掲載された「別冊4 法律の訳文（2022年3月作成）」に従った。

[https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10\\_00192.html](https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00192.html)

	条 国家知的財産検査官、第 15 条 専門家
第 3 章 知的財産権の保護における市民及び法人の参加	第 16 条 知的財産の正式な代理人、第 17 条 集団的管理組織、第 18 条 知的財産仲介活動の実施
第 4 章 知的財産権の経済循環と政府支援	第 19 条 知的財産権を経済循環に投入する形態、第 20 条 知的財産の評価、第 21 条 知的財産を評価する権利、第 22 条 知的財産権を経済循環に投入するための国家の支援
第 5 章 その他	第 23 条 統一知的財産データベース、第 24 条 知的財産組織の手数料、第 25 条 工業所有権紛争の審理と解決、第 26 条 法律違反者に対する責任、第 27 条 法律の発効

モンゴルの知的財産法制度の中心的機関は、モンゴル政府の「モンゴル知的財産庁」(Intellectual Property Office of Mongolia, IPOM)<sup>7</sup>である。モンゴル知的財産庁は首都ウランバートルに所在する。

モンゴルは、知的財産権に関する多くの国際条約に加盟している。例えば、WTO 協定、TRIPs 協定、WIPO 設立条約、工業所有権の保護に関するパリ条約、特許協力条約 (PCT)、国際特許分類に関するストラスブール協定、意匠の国際登録に関するハーグ協定、意匠の国際分類を制定するロカルノ協定、標章の国際登録に関するマドリッド協定、標章の国際登録に関するマドリッド協定議定書、標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定、商標法に関するシンガポール条約、文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約、WIPO 著作権条約、実演及びレコードに関する WIPO 条約、視聴覚的実演に関する北京条約等である。

### III 特許・実用新案

モンゴルの「特許法」は、発明、実用新案及び意匠について規定している。「発明」とは、自然法則及び特定された根拠に基づいて発明された、製品、製造方法、又は操作に関連する技術的解決策をいう。また、「実用新案」とは、工具、機器、及び同様の製品の構成に関連する技術的解決策をいう<sup>8</sup>。発明や実用新案に特許が付与されれば、特許法で規定された排他的権利を一定期間享受する権利が認められることになる。以下では、主に発明特許に関する法制度について解説することとする。

モンゴルでは、①発見、科学理論及び数学的方法、②コンピュータ・プログラム、アルゴリズムのみからなるもの、③知的活動及びゲームのプレイのみを目的としたビジネス及び

<sup>7</sup> <https://www.ipom.gov.mn/en.php>

<sup>8</sup> 実用新案の定義に鑑みると、方法及び生物材料等については、実用新案特許は認められない。

ビジネス活動、教育及びトレーニングの方法、スキーム、規則、及び方法論、④建物、構造物、土地の計画と編成、⑤製品の外観と形状に関連する芸術的解決は、「発明」とはみなされない。

また、①発明の公開又はその経済活動への導入が、社会秩序、道徳、人間及び動物の健康及び環境に反する場合、②（微生物を除く）植物、動物及びそれらの一部分ならびに植物、動物及びそれらの一部分を生成するための基本的な生物学的方法である場合、③植物の品種及び動物の品種、④人体及び動物の体に使用される治療、手術及び診断方法、⑤ヒト及び動物のクローンを取得する方法、細胞遺伝子の遺伝的性質を変更する方法及び産業及び商業目的でヒト胚を使用する方法については、特許は付与されない。

特許権が付与されるためには、①新規性、②進歩性、③産業上利用可能性が必要である。新規性については、絶対的新規性が採用されており、世界のいずれかの国・地域において公衆、使用又は開示された発明は、新規性を喪失する。

特許を受ける権利を有するのは、発明者及び承継人である。発明者の雇用主は、職務上の発明・実用新案（以下「職務発明」という）の特許を受ける権利を有する。また、契約に別段の定めがない限り、調達主体又は資金提供者は、契約に基づいて生じた発明・実用新案の特許を受ける権利を有する。複数の者により共同で生じた発明・実用新案の特許を受ける権利は、それらの者に共同で帰属する。

モンゴルでは、先願主義が採用されている。特許出願を行うことができるのは、発明者及び承継人である。モンゴル域内に住所又は居所を有しない外国出願人は、代理人を選任して特許出願手続を委託しなければならない。出願は、モンゴル語で行わなければならないのが原則であるが、別の言語で出願された場合でも、出願日から 2 か月以内にモンゴル語の翻訳を提出すればよい。

特許出願書類が提出されると、まず 10 営業日以内に、形式的要件についての方式審査が行われる。規定を満たしている場合は、その後、発明の場合は 4 か月以内（実用新案の場合は 2 か月以内）に、不特許事由に該当しないか、特許要件を満たしているか等の実体審査が行われる。実体審査においては、出願人の請求により、特許出願の性質の詳細な審査が行われ、専門家の意見とともに調査報告書が作成され、出願人に交付される。

実体審査の結果、出願が規定を満たさない場合、知的財産管理機関は、特許出願の補正を命じ、又は特許付与を拒絶し、その旨を出願人に通知する。

実体審査の結果、出願が規定を満たしている場合、特許の内容等及び調査報告書が公告に掲載されて公開される。利害関係人は、公開後 3 か月以内に知的財産管理機関に異議を申し立てることができる。当該期間内に異議が申し立てられた場合、知的財産管理機関は、異議申立の受付日から 1 か月以内に、当初の審査官以外の 3 名の専門家と再検討を行い、その結果の決定書を利害関係者人及び出願人に送付する。利害関係者人又は出願人は、決定書の結論に不服がある場合、決定書を受け取った日から 30 日以内に、紛争解決評議会に不服

申立てをすることができる。利害関係人が紛争解決評議会に不服を申し立てた場合、知的財産管理機関は、不服申立てが解決されるまでの間、特許付与に関する決定を延期する。

所定の期間内に異議申立が無い又は異議が不成立である場合、特許が付与され、公告に掲載される。

特許権の存続期間は、出願日から 20 年間である（実用新案の場合は、出願日から 10 年間）。

特許権者は、特許製品を製造、使用、販売、ライセンス、輸入する権利、また、特許方法を使用する権利を有する。特許権者は、第三者による特許権の実施を差し止め、損害賠償を請求することができる。

特許権侵害とはみなされない場合としては、①特許権者又はその同意を得た他の者がモンゴルの市場に製品を供給した後に、当該製品を提供、販売、又は使用する場合、②研究、トレーニング、実験作業に使用する場合、③一時的にモンゴルの領土に入るにすぎない海外の機械である場合、④営利を目的としない個人的使用に用いる場合、⑤当該特許の出願日以前に、モンゴルで正当に使用されていた又は使用の準備が整っていた場合が挙げられる。

特許が付与された後でも、正当な利益を侵害された者は、紛争解決評議会に対し、特許取消の請求をすることができる。特許取消理由としては、①特許を取得する資格のない者に特許が付与されたこと、②特許出願時に虚偽の情報を提供し又は虚偽の文書を提出したこと、③特許出願の要件を満たさない発明・実用新案に対して特許が付与されたこと、④特許の基準を満たさない発明・実用新案に対して特許が付与されたこと、⑤特許によって保護されていないものに対して特許が付与されたことがある。特許取消の請求に係る決定に不服がある関係人は、決定の受領日から 30 日以内に、裁判所に対し不服申立てをすることができる。

「特許法」によると、特許ライセンス契約には、①独占的ライセンス契約（特許を第三者が同時に使用することは認められない）、及び②通常ライセンス契約（特許を第三者が同時に使用することが認められる）の 2 種類がある。特許ライセンス契約は、書面で作成され、知的財産管理機関への登録時に効力を生じる。知的財産管理機関は、申請日から 10 営業日以内に当該契約を登録するか否かを決定する。特許ライセンス契約においては、①契約の範囲、地域及び使用期限、②商品及びサービスの品質向上に影響を与える条件、③特許権者又は特許権に対する評価を傷つけないようにする義務といった制限を設定することができる。特許ライセンス契約に、上記①～③を除き、当事者の公正な競争、貿易及び正当な利益を明確に制限する内容を含む場合、知的財産管理機関は、当該契約の登録を拒絶する。特許ライセンス契約の登録後に特許権が無効となった場合、登録済みのライセンス契約は無効となる。

#### IV 意匠

「特許法」によると、「意匠」とは、製品の外観に関連する画像、デザイン、形状、色、質感、又は装飾の芸術的な解決策をいう。

意匠権が付与されるための要件は、「新規性」と「独創性」である。「新規性」については、絶対的新規性が採用されており、世界のいずれかの国・地域において公開された意匠は、新規性を喪失する。「独創性」については、製品意匠の外部の美的特徴に知的創造性が含まれている場合に、認められる。

モンゴルの国章、国旗、国の機関の旗、印章、賞、勲章、メダル、外国の国章、国旗、紋章、モンゴルの国家組織の公式紋章、特別なマークや証明書、管理マークと銀行券又はそれらと同様のデザインは、製品意匠に含まれない。

また、①製品意匠が、製品の技術的及び主な目的に関連している場合、②製品デザインが登録商標で構成されている場合、③製品デザインが著作権を侵害している場合、④社会秩序及び道徳に反する場合には、意匠特許は付与されない。

モンゴルでは、先願主義が採用されている。意匠出願を行うことができるのは、創作者及び承継人である。モンゴル域内に住所又は居所を有しない外国出願人は、代理人を選任して意匠出願手続を委託しなければならない。出願は、モンゴル語で行わなければならない。

出願書類が提出されると、まず 10 営業日以内に、形式的要件についての方式審査が行われる。規定を満たしている場合は、その後、9 か月以内に、不登録事由に該当しないか、意匠要件を満たしているか等の実体審査が行われる。実体審査においては、意匠出願の性質の詳細な審査が行われ、専門家の意見とともに調査報告書が作成され、出願人に交付される。

実体審査の結果、出願が規定を満たさない場合、知的財産管理機関は、意匠出願の補正を命じ、又は意匠特許付与を拒絶する予備決定を下し、その旨を出願人に通知する。出願人は、予備決定に不服がある場合、予備決定の受領後 1 か月以内に、知的財産管理機関に対し、合理的な反論を提出しなければならない。知的財産管理機関は、反論を受け取ってから 1 か月以内に、製品意匠の特許を付与するか否かの最終決定を下し、その決定を出願人に通知する。

実体審査の結果、出願が規定を満たしている場合、製品意匠の内容、説明、図面及び調査報告書が公告に掲載されて公開される。利害関係人は、公開後 3 か月以内に知的財産管理機関に異議を申し立てることができる。当該期間内に異議が申し立てられた場合、知的財産管理機関は、異議申立の受付日から 1 か月以内に、当初の審査官以外の 3 名の専門家と再検討を行い、その結果の決定書を利害関係者人及び出願人に送付する。利害関係者人又は出願人は、決定書の結論に不服がある場合、決定書を受け取った日から 30 日以内に、紛争解決評議会に不服申立てをすることができる。利害関係人が紛争解決評議会に不服を申し立てた場合、知的財産管理機関は、不服申立てが解決されるまでの間、意匠特許付与に関する決定を延期する。

意匠権の存続期間は、出願日から 15 年間である。

## V 商標

「商標」とは、個人又は法人がその商品及びサービスを他の商品及びサービスと区別するために使用する特有の表現をいう。商標として保護される標章は、言葉、形、文字、数字、立体的な形、色、色の組み合わせ、音、匂い、又はそれらの組み合わせである。また、「地理的表示」とは、地域の性質や気候条件、地域の人々の習慣等の要因によって決定される品質、評判、その他の特性を備えた商品や製品の原産国、地域、又は地理的名称をいう。

特徴的な機能を含まないために「商標」とみなされないものとしては、①文字、数字、単純な幾何学的形状、一般的に使用される記号及び独立の用語、②商品とサービス、数量、重量、品質、目的、価格、原産地、地理的名称、その略語、地図上の場所、方法、時間を表す言葉、イメージ、③見分けられない商品の形状と外観、それらの包装、イメージ、④モンゴル独自の歴史的及び文化的記念となる名称とイメージ、⑤モンゴルの歴史上の人物の名前、架空の名前、肖像画、写真及びそれらに直接関連するイメージが挙げられる。

商標の不登録事由としては、①パリ条約及び世界貿易機関の加盟国の名称、略称、紋章、旗、国のシンボル、モンゴルの国家組織、法律又は合意に基づいて国家の機能を行う法人又は国家の組織の名称、略称、公式の記号又は類似の表現が、国、組織又は管轄当局の同意なく使用される場合、②モンゴルが締結したパリ条約で定めるもの、世界貿易機関の加盟国の名前、略称、紋章、旗、国のシンボル、モンゴルの国家組織、法律に基づく国家の機能又は契約に基づいて運営されている法人又は政府間国際機関の名称及び略称、公式の記号又は同様の形式で構成される表現が、所轄官庁の許可なく使用される場合、③モンゴルの著名な人物の名前又は通称名、肖像画、写真からなる表現が、その者又はその者の相続人の同意なく使用される場合、④国の勲章、メダル、その他の賞、証明及びモンゴルの公式の印章に類似している場合、⑤内容が社会秩序及び道徳に反する場合、⑥商品やサービスの品質、原産地、その他の特性に関して消費者を混乱させる可能性がある場合、⑦モンゴルで登録され又は登録出願された同じ商品又はサービスに使用されている商標と同一のものである場合、⑧消費者が、モンゴルで登録され又は登録出願された類似の商標と誤認する可能性がある場合、⑨商品やサービスの種類に関係なく、消費者を誤解させ、不当に権利を享受し、利益を上げ、損害を与え、商標の信用を傷つける場合、⑩モンゴルで一般に公開されている作品の著作権及び関連する権利と産業財産権の明らかな違反である場合、⑪モンゴルで登録された地理的表示と同一又は類似している場合、商品の原産地に関して消費者を混乱させる可能性がある場合、⑫不当に優先権を得ることを目的として商標が登録される場合が挙げられる。

モンゴルには、商品商標・役務商標のほか、証明商標及び団体商標の制度がある。

モンゴルでは、商標出願について、先願主義を採用している。商標出願について、一出願一区分制が採られているため、区分ごとに出願を行う必要がある。モンゴルは「標章の国際

登録に関するマドリッド協定議定書」に加盟しているため、マドプロ出願によりモンゴルでの商標登録を受けることができる。

出願にあたり、商標がキリル文字以外の文字で表現されている場合は、キリル文字での商標の翻訳を付しなければならない。商標が外国語で表現されている場合は、その翻訳を付しなければならない。

商標出願書類が提出されると、まず方式審査が行われ、規定を満たしている場合、中央政府は、出願された商標の書誌と内容を公告に掲載して公開する。利害関係人は、公告に掲載された商標出願に対し、出願日から 3 か月以内に、異議申立てを行うことができる（最大 2 か月の延長可）。

その後、中央政府は、出願日から 9 か月以内に実体審査を行う（最大 6 か月の延長可）。

実体審査の結果、出願が規定を満たしていると判断された場合、登録を決定し、商標登録簿に登録し、証明書を発行し、登録商標の書誌と画像を公告に掲載して公開する。

実体審査の結果、出願が規定を満たしていないと判断された場合、登録を拒絶する予備決定を下し、その旨を出願人に通知する。出願人は、予備決定に不服がある場合、予備決定の受領後 3 か月以内に、行政機関に対し、合理的な反論を提出しなければならない（最大 3 か月の延長可）。行政機関は、反論を受け取ってから 3 か月以内に、商標を登録するか否かの最終決定を下し、その決定を出願人に通知する。

商標権の存続期間は、出願日から 10 年間であり、以後 10 年ごとに何回でも更新することができる。登録商標権者は、第三者がその商標又はそれに類似する商標を、その登録商標と同一又は類似する商品若しくはサービスに関連して使用することを差し止め、損害賠償を請求することができる。

登録付与後継続して 5 年以上、正当な理由なく、登録商標が使用されていない場合、利害関係人は、紛争解決委員会に対し、登録商標の未使用の商品・役務の取消を請求することができる。

商標の使用は、①商標が商品、そのパッケージ及びサービスに使用されている場合、②商標のある商品が、その目的のために供給、販売、保管されている場合又はサービスが提供されている場合、③商標のある商品が国境を越える場合、④商標が、公式のレター、パンフレット、その他の文書、インターネット及び広告で使用される場合に認められる。商標権者は、商標が登録されていることを示すために、商標と共に丸い枠の付いたラテン文字「R」の商標を使用することができる。

## VI 著作権

「著作権法」により保護される「著作物」とは、科学、文学、芸術の分野における著者の知的創造活動の実際の結果をいう。著者の知的創造活動の結果として作成された科学、文学、



又は芸術作品は、その内容、目的、価値、重要性、表現方法に関係なく、著作権で保護された作品とみなされる。また、著作権法で保護されるためには、現実に著述されていれば足り、作品が一般に公開されていなくてもよい。

著作物として保護されるものとしては、①あらゆる種類の口頭及び書面による科学的及び文学的作品、②言葉の有無にかかわらず、あらゆる種類の音楽作品、③美術、彫刻、グラフィックアートのすべての種類の作品とそれらのデザイン、④建築、公園、緑地、複合施設、その他の建築作品、⑤あらゆる種類の装飾及び応用美術、舞台装飾及びそれらのデザインの作品、⑥演劇、ダンス、コントーション、パントマイム等、あらゆる種類の舞台芸術、⑦写真及び同様の方法で作成されたすべての種類の作品、⑧撮影及びオーディオビジュアル作品、⑨地図、アトラス、建築図面、図案、スキーム、図、3次元表現等の科学的及び技術的な説明図、⑩コンピュータ・ソフトウェア、⑪二次的著作物、⑫データベース、⑬資料の選択や配置等の創造的な活動の結果として作成された辞書、参考書、アンソロジー、コレクション及び編集物（これらは、独自の構造と内容によって著作物とみなされる）が挙げられる。

他方、著作物として保護されないものとしては、①立法、行政規範的行為及びその他の法的行為、②国の行政組織及び法人の決定及び公式書簡、③裁判所の決定、判決、法令、裁判官の命令、法廷での発言、④上記①～③で定められている文書の公式翻訳、⑤国章、国の紋章、旗、バナー、国家賞、称号バッジ、勲章、メダル、紙幣及びその他の決済書、⑥出来事の結果及びデータに関する情報を含む、告知声質を持つ情報、⑦あらゆるアイデア、操作方法、活動、科学的発見、仮説、抽象的概念と数学概念が挙げられる。

著作権とは、著作者が自己の作品に関して有する人格と財産に対する独占的権利をいう。著作権は、原則として、著作者に帰属する。著作者は、「著作権法」による法的保護を受けるために著作物を登録する必要はない。著作物が作成された限り、それが発表・出版されるか否かにかかわらず、自動的に著作権が発生する。ちなみに、モンゴルでは、著作物や著作権を任意に登録する制度がある。

著作者人格権の内容には、①著作者の作品を著作者自身の名前、仮名、又は匿名で公開すること、②著作者の許可なしに、架空の名前又は秘密の名前を変更又は開示することを禁止すること、③作品が一般に公開されたり使用されたりする都度、著作者の名前を告知すること、④著作者の許可なしに、又はその評判を損なう可能性のある方法で、作品又は作品の名前を変更し、改ざんし又は歪曲することを禁止することが含まれる。著作者人格権は継承されない。但し、相続人は、著作者の作品を改ざん又は歪曲し、著作者の評判を傷つける方法で著作者の作品を使用することに対し、異議を述べる権利を有する。委託契約に基づき著作物が作成された場合は、受託者が著作者として著作者人格権を享有する。

著作者は、自己の作品をあらゆる方法及び形式で使用する独占的権利を有するとともに、他人が著作者又は著作権者の許可なしに、独占的権利の対象となる一定の行為を禁じることができる。著作者の作品を使用する独占的権利は、著作者の生存中及び著作者の死後 50

年目の 12 月 31 日まで有効である。応用美術作品を使用する独占的権利は、作品の作成後 25 年目の 12 月 31 日まで有効である。

著作者の作品を使用する独占的権利は、書面で作成された契約に基づいて、他者に譲渡又は使用許諾することができる。契約で定められていない独占的権利は、譲渡人又は許諾者に留まるものとされる。著作者又は著作権者が不明である著作物を使用する場合、知的財産を担当する国の行政機関は、当該著作物の使用許諾を行う。

著作権侵害とはみなされずに著作物を使用することができる場合としては、①情報を一般に提供する目的で、作品の一部を使用すること、②調査、研究、研修又は参照目的で作品を部分的に使用すること、③視覚障害者、聴覚障害者、読書障害者の必要に応じて著作物を使用すること、④アーカイブ、美術館、図書館に保管されている作品を部分的に使用すること、⑤作品の一部を個人的な使用のために使用すること、⑥作品から引用すること、⑦公共の安全を確保する目的で作品を使用すること、⑧刑事、民事及び行政事件の内部使用のためにコピーを作成し、違反を調査及び解決することが挙げられる。

## Ⅶ 営業秘密

モンゴルでは、営業秘密の保護について、いくつかの法律に関連規定が置かれている。

「不正競争防止法」<sup>9</sup>によると、事業活動を行う事業者は、特許権者又は著作者の許諾なくして、科学、技術、産業又は営業上の情報及び秘密を販売、出版又は流布してはならないとされている（10.1.7）。

また、「労働法」<sup>10</sup>によると、労働者は、組織や個人の秘密、及び使用者が職務を遂行するプロセスについて精通している場合に、使用者の事業に関連する情報を漏らさない責任を負う（42.2.8）。

「労働法」は、労働者の競業避止義務についても規定している。即ち、使用者は、経営管理等の特別な条件の労働契約を結んでいる労働者との間で協議した上で、その業務及び事業の機密を保護するため、労働関係の終了後一定期間、使用者と直接競合する事業体、組織又は個人の業務に従事しない旨の契約を締結することができる。競業を禁止する理由、活動の種類、制限の対象となる地域、有効期間、及びその期間中に使用者が支払うべき補償は、労働契約又は競業避止契約で定められる。但し、競業避止義務の期間は、労働者の労働関係の終了後 1 年を超えてはならない。また、使用者は、競業避止義務の存続している期間中、労働者に対し、給与月額 50% 以上の経済補償金を毎月支払わなければならない。競業避止義務は、モンゴルの国外で勤務する労働者には適用されない（72 条）。

<sup>9</sup> <https://www.wipo.int/wipolex/en/text/179310>

<sup>10</sup> <https://www.moj.go.jp/content/001373684.pdf>

## Ⅷ エンフォースメント

モンゴルにおける知的財産権侵害に対する法的救済手段としては、①行政的手段、②税関による差止め、③民事的手段、④刑事的手段がある。

### 1 行政的手段

第一に、侵害者の行政責任を追及するという行政的手段がある。例えば、商標権侵害を発見した商標権者は、商標権侵害の証拠を添付して、知的財産権局の監督部門に強制措置を申し立てることができる。申立てが受理された日から 3 日以内に、担当の国家検査官が商標権侵害の検査を開始する。検査は 14 日間以内に完了するものとされている (30 日間の延長可)。国家検査官が商標権侵害者に対して課す措置としては、①商標の使用を停止し、定められた期間内に是正措置を講じるか、又は行動を停止することを義務付けること、②製品の販売停止又は製品の廃棄の命令等が挙げられる。国家検査官による措置が申立人にとって満足のいくものでない場合、申立人は、上級検査官及び裁判所に不服を申し立てることができる<sup>11</sup>。

行政的手段の場合は、一般的に、民事的手段及び刑事的手段の場合に比べて、証拠に要求される水準が低く、必要とされる費用及び時間が少なくてすむというメリットがあるが、刑罰よりも感銘力が小さいというデメリットもある。

### 2 税関による差止め

第二に、税関による差止めという手段がある。中国及びロシアの間に位置するモンゴルの税関による差止めにより模倣品・海賊版の流通を阻止することは非常に重要である。

モンゴルで登録された知的財産権の保有者は、当該知的財産権を税関に登録することができる。この登録により、知的財産権保有者はモンゴル内外への模倣品の輸出入を防ぐ重要な手段を得ることができる。モンゴル税関のデータベースに登録されるためには、知的財産権者は税関総署に対し、税関のデータベースに知的財産権を登録するよう申請を提出しなければならない。この申請には、知的財産権に関連する商品の詳細、権利者の情報、知的財産権を確認する書類、登録・保護する商品のリストが含まれる。この登録に係る手数料は発生しない。知的財産権に関連する商品を税関のデータベースに登録するか否かの決定は、中央税関管理局の管理・リスク担当部署の責任者によって最終決定される。税関のデータベースに登録された情報は、全国の地方税関と共有される。

次に、輸出入時に税関が模倣品の疑いのある商品を差止め・留置するプロセスについて説明する。一般的に、知的財産権保有者は、モンゴル税関当局に対し、被疑侵害物品が税関を

---

<sup>11</sup> <https://gratanet.com/publications/unfair-competition-in-the-use-of-intellectual-property-objects-in-mongolia>

通過している証拠がある場合、被疑侵害物品のモンゴルへの入国を防止する措置を取るよう申請書を提出することができる。申請書には、知的財産権所有者、関連する知的財産権、差止めを要求する被疑侵害物品に関する詳細な情報を含めなければならない。税関を通過する被疑侵害物品を特定した場合、税関当局は、知的財産権保有者に対し、差し止められた被疑侵害物品の総額に相当する現金の供託を要求することができる（総額が事前に確定できない場合は150万トグログ（約525米ドル）とされる）。また、知的財産権保有者は、供託金額をカバーする銀行保証を提供することもできる。供託金は、差止めの申請者が被疑侵害物品の輸出入者に不当な損害を与えないことを保証する役割を果たし、虚偽の情報により損害が生じた場合、供託金は損害賠償に充当される。税関当局は関連法令に基づき、差止めの申請書を受理してから30営業日以内に決定を下す。税関当局は、申請に基づいて知的財産権に関連する商品を差し止め・留置することを決定した場合、知的財産権局及び申請者に通知しなければならない<sup>12</sup>。

### 3 民事的手段

第三に、侵害行為の停止、損害賠償等を求めて、裁判所に民事訴訟を提起するという手段がある。例えば、商標権侵害により、金銭的又は非金銭的な損失、例えば、営業上の信用の毀損等の損失が生じた場合、商標権者は裁判所に損失の賠償を請求することができる。

モンゴルでは、第一審だけで、年間約6万件から7万件の民事訴訟が提起されているが、その半数程度は一般民事事件であり<sup>13</sup>、知的財産権関連の訴訟事件はかなり少ない<sup>14</sup>。

モンゴルの現行の民事訴訟法は、ドイツ法の強い影響を受けて策定され、2002年に制定されたものである。モンゴルの民事訴訟法制度は、当事者主義、処分権主義、弁論主義、裁判公開、口頭主義、連続主義等の原則が採用されている。現行法によると、訴訟を提起した原告が、訴えを取り下げると、その件について改めて訴訟提起することはできなくなる。なお、モンゴルでは、弁護士資格が無くても訴訟代理人になることが認められており、本人訴訟も認められているが、証拠提出等の不慣れ等の原因による訴訟の遅延が問題となっている<sup>15</sup>。

モンゴルの民事訴訟<sup>16</sup>では、三審制が採用されている。第一審は区民事初級裁判所、第二

<sup>12</sup> <https://lehmanlaw.mn/blog/tag/intellectual-property/>

<sup>13</sup> <https://www.moj.go.jp/content/001373688.pdf>

<sup>14</sup> モンゴルにおける商標法及び著作権法に関するいくつかの訴訟事件の概要が、法務省の下記ウェブサイトに掲載されている（「第2章 現地におけるビジネス関連法令の運用の実態について」）。

[https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10\\_00192.html](https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00192.html)

<sup>15</sup> 小島麻友子著「公開セミナー実施報告書 ～モンゴルの商業を取り巻く法制等について～」(『ICCLC NEWS 第66号』(国際民商事法センター、2020年)所収)8～14頁。

[http://www.icclc.or.jp/icclc-news/news\\_66.pdf](http://www.icclc.or.jp/icclc-news/news_66.pdf)

<sup>16</sup> モンゴルの実際の裁判所内の様子は、『モンゴルは今』という番組で紹介されており、以下のリンク先で視聴することができる。これによると、モンゴルの訴訟における審理

審は民事控訴審裁判所、第三審は最高裁判所が管轄する。知的財産権関連の訴訟事件を専門的に管轄する裁判所は存在しない。

#### 4 刑事的手段

第四に、警察による捜査を経て、侵害者の刑事責任を追及するという手段がある。刑事的手段は、民事的手段をとるための証拠保全に役立つほか、うまくいけば被疑者に対し有罪判決が下される可能性もあるため、場合によっては有効な手段であるといえる。

モンゴル刑法によると、国境を越えて模倣品等を生産、保管、輸送、販売又は輸入することにより、他の事業者の商標又は地理的表示を使用して消費者を欺き、「少額」以上の損害を与えた場合、270万～540万トグログ（約947～1,894米ドル）以下の罰金、240時間～720時間の社会奉仕、6か月以上1年以下の移動制限、又は6か月以上1年以下の懲役が科される。上記の「少額」の損害とは、30万トグログ（約105米ドル）以下の損害を意味する<sup>17</sup>。

モンゴルの刑事訴訟では、三審制が採用されている。第一審は区刑事初級裁判所、第二審は刑事控訴審裁判所、第三審は最高裁判所が管轄する。

#### IX おわりに

以上、モンゴルの知的財産法制度の概要を簡単に紹介してきたが、モンゴル法については、法整備支援の関係もあってか、日本語の文献・論文等が意外に多い。例えば、法務省のウェブサイトに掲載された「日本企業及び邦人を法的側面から支援する方策等を検討するための調査研究」のモンゴル編及びその別冊資料<sup>18</sup>等が参考になる。

前述したとおり、モンゴルでは、牧畜業が盛んであるほか、モリブデン、銅、金、石炭等の鉱物資源が産出される。長年にわたり、日本からの法整備支援も行われ、2016年には、「日・モンゴル経済連携協定」(EPA)が発効した。親日国であるモンゴルと日本の関係は、今後、さらに発展していくことが期待されている。今後も、モンゴルの知的財産法の動向について引き続き注目していく必要性が高いと思われる。

※ 初出：『特許ニュース No.15998』（経済産業調査会、2023年、原題は「世界の知的財

---

は、常にビデオカメラで撮影され、公開されており、誰でも見ることができる。

[https://www.youtube.com/watch?v=Mq6IYWxaXUc&feature=youtu.be&fbclid=IwAR05jpDlacvT4oxWUG2222rtzp4GDXLmPvpWzm30tAvHgM3cCi4\\_jI-vJrQ](https://www.youtube.com/watch?v=Mq6IYWxaXUc&feature=youtu.be&fbclid=IwAR05jpDlacvT4oxWUG2222rtzp4GDXLmPvpWzm30tAvHgM3cCi4_jI-vJrQ)

<sup>17</sup> <https://gratanet.com/publications/unfair-competition-in-the-use-of-intellectual-property-objects-in-mongolia>

<sup>18</sup> [https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10\\_00192.html](https://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00192.html)

産法 第 53 回 モンゴル」)。

※ 免責事項：本稿は、各国・地域の法制度の概要を一般的に紹介することを目的とするものであり、法的アドバイスを提供するものではない。仮に本稿の内容の誤り等に起因して読者又は第三者が損害を被ったとしても、筆者は一切責任を負わない。